

(一般競争入札)

令和6年度 愛媛森林管理署公共工事契約状況

令和6年10月31日

分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 藤平 康則

工事名		施工場所		工事種別	工事概要	入札方式
土居森林事務所屋根改修工事		愛媛県四国中央市土居町入野1079-1		建設工事	屋根改修工事	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の商号または名称及び住所		
3,850,000円		令和6年10月21日		愛媛県四国中央市三島宮川4丁目2番18号 井原工業株式会社		
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期				
3,800,000円	令和6年10月	令和7年1月				

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事設計書」(別添3)のとおり

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)により請負に付します。

令和6年9月18日

分任支出負担行為担当官

愛媛森林管理署長 藤平 康則

1. 工事概要

- (1) 工事名:土居森林事務所屋根改修工事
- (2) 工事場所:愛媛県四国中央市土居町入野1079-1
- (3) 工事内容:森林事務所庁舎及び併用住宅の屋根の老朽化に伴う葺き替え工事
【詳細】設計図書のとおり
- (4) 工期:契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで
- (5) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和5・6年度四国森林管理局一般競争参加資格における建設工事のうち「建築一式工事」に係るC等級又はD等級又は「屋根工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。
二級建築施工管理技士(仕上げ)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ① 一級建築施工管理技士
 - ② これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- (5) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までに、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 上記1.に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (8) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、愛媛県内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- (9) 農林水産省発注工事等から暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 以下に定める届出をしていない建設業者(届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間:令和6年9月19日から令和6年10月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の9時00分から17時00分まで。
 - ② 提出場所及び方法:電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は承諾書を添付し、4.(1)に持参すること。
- (3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。
- (4) (2)①に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4. 入札手続等

- (1) 担当部局:〒791-8023 愛媛県松山市朝美2-6-32
愛媛森林管理署 総務グループ 電話089-924-0550
- (2) 入札説明書等の交付・閲覧期間、場所及び方法
電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び四国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記①から③により入札説明書等必要な情報を交付する。
 - ① 交付期間:令和6年9月18日から令和6年10月17日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く)の9時00分から12時00分まで、及び13時00分から17時00分まで。
 - ② 交付場所:〒791-8023 愛媛県松山市朝美2-6-32
愛媛森林管理署 総務グループ 電話089-924-0550
 - ③ その他:配布資料は無料である。
- (3) 入札及び開札の日時、場所及び入札方法
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を(1)の場所に持参すること。郵送等による提出は認めない。
 - ① 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和6年10月18日13時30分
 - ② 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、令和6年10月18日13時30分に愛媛森林管理署会議室に持参すること。

- ③ 開札は、令和6年10月18日13時30分 愛媛森林管理署会議室にて行う。
(ただし、①、②及び③について、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。)
- ④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金：免除

- ② 契約保証金：納付(保管金の取扱店:日本銀行 松山支店)

ただし、金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁 愛媛森林管理署)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式は任意)を提出すること。なお、入札の際に工事費内訳書が未提出である又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札参加者の入札は、無効とすることがある。また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

- (4) 入札の無効

入札説明書の「14.入札の無効」によるものとする。

- (5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことがある。

- (6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定技術者等の変更は認められない。

- (7) 契約書作成の要否：要

- (8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4.(1)に同じ。

- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3.(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒヤリング

資料の内容についてのヒヤリングは原則として行わない。なお、ヒヤリング実施の必要性が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(令和5年7月 四国森林管理局)による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長を行う。

(14) 本公告に係る工事請負契約における契約約款はこちらからダウンロードしてください。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html#yakkan>)

国有林野事業工事請負契約約款(令和6年4月9日以降適用)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

[別 紙]

競争参加資格確認結果書

- 1 工事・業務名 愛媛森林管理署土居森林事務所 屋根改修工事
2 局署等 愛媛森林管理署
3 入札公告日 令和6年9月18日
4 競争参加資格確認結果通知日 令和6年10月7日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
井原工業株式会社	有	
株式会社山内工務店	有	
株式会社 山装	有	

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

入 札 執 行 調 書

件 名 愛媛森林管理署土居森林事務所屋根改修工事
 日 時 令和6年10月18日 13時30分
 場 所 愛媛森林管理署 会議室
 執 行 者 所属 愛媛森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 藤平 康則
 確 認 者 所属 愛媛森林管理署 官職 農林水事務官 氏名 宮崎 隆太
 立 会 者 所属 愛媛森林管理署 官職 農林水事務官 氏名 大村 俊貴

番 号	入 札 者 名	第 1 回		第 2 回		備 考
		順位	金 額	順位	金 額	
1	井原工業株式会社	1	3,800,000			落札
2	株式会社 山内工務店	2	3,850,000			
3	株式会社 山装	—	—			入札書不着
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

(注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官等または補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者に、その確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第81条の規定による入札者が開札に間に合わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

愛媛森林管理署土居森林事務所屋根改修工事

工 事 場 所 : 愛媛県四国中央市土居町入野1079-1

工 事 内 容 : 既存屋根和型スレート瓦を撤去し、新設F形防災瓦を施工する。
カーポートの塩ビ小波板を撤去し、ポリカーボネート樹脂小波板に張り替える。

愛 媛 森 林 管 理 署

工 事 内 訳 書

番号	名 称	品 種	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	愛媛森林管理署土居森林事務所屋根改修工事							
A	(改修工事費)							
1	直接仮設工事			1.0	式		488,080	
2	既存瓦撤去処分、ほか工事			1.0	式		805,600	
3	新設F形防災瓦工事			1.0	式		1,526,760	
4	カーポート新設樹脂波板張り工事			1.0	式		74,100	
	改修工事費 計						2,894,540	
B	(共通費)							
B-1	共通仮設工事費			1.0	式		123,000	
B-2	現場管理費			1.0	式		480,000	
B-3	一般管理費			1.0	式		352,460	
	共通費 計						955,460	
	改修工事費 + 共通費 計						3,850,000	
	消費税			10.0	%		385,000	
	総合計						4,235,000	

工 事 内 訳 書

番号	名 称	品 種	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	直接仮設工事							
1	外部単管本足場又はくさび型 W250足場		西面、北面、 1 か月程度	103.0	m ²	1,360	140,080	運搬共
2	外部くさび型 W600足場手摺先行型		南面、東面、北面一部、 1 か月	142.0	m ²	1,550	220,100	運搬共
3	飛散防止シート			245.0	m ²	420	102,900	
4	昇降設備機器		瓦揚げ降し用、運搬共	1.0	式	25,000	25,000	
	小計						488,080	
2	既存瓦撤去処分、ほか工事		*記載寸法は見付け寸法					
1	既存和型スレート瓦撤去		のし瓦、棟瓦共	139.0	m ²	3,800	528,200	
2	既存和型スレート瓦処分			139.0	m ²	1,100	152,900	
3	下地木材等、雑材撤去処分		*既存アスファルトルーフィングは残す。	1.0	式	30,000	30,000	
4	既存テレビアンテナ撤去復旧			1.0	式	75,000	75,000	
5	カーポート塩ビ波板撤去処分			13.0	m ²	1,500	19,500	
	小計						805,600	

工 事 内 訳 書

番号	名 称	品 種	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
3	新設F形防災瓦工事		*記載寸法は見付け寸法					
			(各、重ね等の割増しは加算すること。)					
1	新設F形防災瓦 地葺き		鶴弥防災瓦 スーパーライ110 タイプ I 同等	139.0	m ²	6,400	889,600	
2	大棟・隅棟			38.7	m	6,600	255,420	
3	谷樋		カラステン	4.9	m	10,400	50,960	
4	軒先水切り			48.6	m	800	38,880	
5	ゴムアスファルトルーフィング(粘着タイプ)		既存ルーフィングの上	139.0	m ²	1,200	166,800	
6	下地補足木材等		瓦棧、専用金物類一式	139.0	m ²	900	125,100	
	小計						1,526,760	
4	カーポート新設樹脂波板張り工事							
1	新設ポリカーボネート樹脂波板張り			13.0	m ²	5,700	74,100	
	小計						74,100	